第６号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2023年度）

住　　所　千葉県千葉市美浜区高浜2-3-1

事業者名　千葉海浜交通株式会社
代表者名　代表取締役社長　長塚　健治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ノンステップバス	旧標準仕様の車両を３両、新標準仕様（１５仕様）の車両に代替えする。	新標準仕様３両導入した。

②　乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
円滑に乗降するための装置の活用	スロープ板や案内放送装置を使用し、スムーズな乗降ができるようにするとともに車椅子スペースの確保等を行い役務の提供に努める。	全乗務員に対し車椅子旅客の乗降時の作業方法の研修を行った。

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
利用方法の周知	乗車位置（前乗り・中乗り）区分について、バス停の掲示や当社Webサイト、チラシ等により周知を図る	実施済み。

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車内における情報提供	運賃表示器をデジタル式から液晶型に更新し、視認性の向上を図る。	液晶型に更新した。 （３両）

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	新人乗務員を対象とし、高齢者・障碍者の方の乗降支援に関する教育を実施する。	新人乗務員に対し実施済み。

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
広報活動及び啓発活動への協力	国土交通省が実施する適正利用に係る広報啓発キャンペーン等について掲示物をバス車内や待合室等に掲出するとともに、車内案内等をしていく。	広報啓発に関するポスターをバス車内に掲出した。また優先席にピクトグラムを貼り付け周知した。

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

バス停の再点検を実施し、障害物の撤去や着車させづらい箇所の縁石を一部取り除く（切下げ）など、利用環境の改善に努める。

（３）報告書の公表方法

当社ホームページ上での公表

（４）その他

Ⅱ　乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

（2024年3月31日現在）

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	54	54	54	0										
年度内に供用を開始した車両数	3	3	3	0										
年度内に供用を廃止した車両数	6	6	6	0										
年度末車両数	51	51	51	0										

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
（２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	○

（第６号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

２．ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

３．ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

４．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち２及び３に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第２項第２号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

５．基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第１項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

６．公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち５に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

７．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

８．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

９．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。